

令和4年度

2月補正予算（案）提案説明書

警察本部

(一般会計)

(単位：千円)

科 目 (款・項・目)	事 項	令和4年度 現計予算額	提案額	計	財 源 内 訳				概 要
					国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
(款) 9 警察費		137,382,828	△ 157,126	137,225,702	△ 179,985	△ 648,677	△ 600	672,136	
(項) 1 警察管理費		129,365,637	23,951	129,389,588	△ 180,109	△ 606,518	△ 200	810,778	
(目) 1 公安委員会費		20,338	△ 1,605	18,733	0	0	0	△ 1,605	
	公安委員報酬	17,880	0	17,880	0	0	0	0	
	公安委員会 開催運営費	2,458	△ 1,605	853	0	0	0	△ 1,605	公安委員会開催運営費の過不足調整 △ 1,605
(目) 2 警察本部費		124,400,370	308,227	124,708,597	28,106	△ 14,437	0	294,558	
	警察職員費	119,150,350	43,863	119,194,213	0	0	0	43,863	1 退職手当 61,659 2 その他の人件費の過不足調整 △ 17,796
	被服調製費	425,835	0	425,835	0	0	0	0	
	警察管理費	4,823,785	264,562	5,088,347	28,106	△ 14,437	0	250,893	警察管理費の過不足調整 264,562
	税外収入 精算等還付金	400	△ 198	202	0	0	0	△ 198	放置違反金に係る還付金の減 △ 198
(目) 3 装備費		1,317,803	315,257	1,633,060	△ 208,215	0	0	523,472	
	車両等購入費	65,095	△ 168	64,927	△ 6,521	0	0	6,353	車両購入に伴う不用額 △ 168
	車両等維持費	1,195,927	315,425	1,511,352	△ 201,850	0	0	517,275	警察車両等維持経費の過不足調整 315,425
	個人装備費	56,781	0	56,781	156	0	0	△ 156	
(目) 4 警察施設費		651,456	3,947	655,403	0	3,947	△ 200	200	
	警察施設 整備費	651,456	3,947	655,403		3,947	△ 200	200	施設整備事業の過不足調整 (交番旧庁舎解体事業費) 3,947

(一般会計)

(単位：千円)

科 目 (款・項・目)	事 項	令和4年度 現計予算額	提案額	計	財 源 内 訳				概 要
					国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
(目) 5 運転免許費		2,830,909	△ 596,028	2,234,881	0	△ 596,028	0	0	
	自動車運転免許試験実施費	1,403,847	44,990	1,448,837	0	44,990	0	0	運転免許試験実施に要する諸経費の過不足調整 44,990
	法定講習実施費	1,427,062	△ 641,018	786,044	0	△ 641,018	0	0	各種法定講習に要する諸経費の過不足調整 △ 641,018
(目) 6 恩給及び退職年金費		144,761	△ 5,847	138,914	0	0	0	△ 5,847	
	警察職員恩給及び退職年金費	144,761	△ 5,847	138,914	0	0	0	△ 5,847	元警察職員に対する恩給及び退職年金の不用額(県総務部所管) △ 5,847
(項) 2 警察活動費		8,017,191	△ 181,077	7,836,114	124	△ 42,159	△ 400	△ 138,642	
(目) 1 一般警察活動費		1,718,308	△ 30,798	1,687,510	0	0	0	△ 30,798	
	一般警察活動費	1,718,308	△ 30,798	1,687,510	0	0	0	△ 30,798	一般警察活動費の過不足調整 △ 30,798
(目) 2 刑事警察費		1,205,988	△ 29,111	1,176,877	504	△ 3,609	0	△ 26,006	
	刑事保安警察活動費	1,205,988	△ 29,111	1,176,877	504	△ 3,609	0	△ 26,006	刑事保安警察活動経費の過不足調整 △ 29,450 インターネット広告を活用した ストーカー・DV対策強化費 339
(目) 3 交通指導取締費		5,092,895	△ 121,168	4,971,727	△ 380	△ 38,550	△ 400	△ 81,838	
	交通指導取締費	1,534,104	△ 119,786	1,414,318	0	△ 38,550	0	△ 81,236	交通指導取締経費の過不足調整 △ 119,786
	交通安全施設等整備費	2,216,292	△ 760	2,215,532	△ 380	0	△ 400	20	交通安全施設等整備費の過不足調整 △ 760
	交通安全施設等維持費	1,342,499	△ 622	1,341,877	0	0	0	△ 622	交通安全施設維持経費の過不足調整 △ 622

## 第28号議案

### 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（警察関係部分）

#### 1 制定の理由

道路交通法の一部改正により、特定自動運行に係る許可制度が創設されること等に伴い、同法に関する警察手数料について所要の整備を行う。

#### 2 制定の概要

特定自動運行許可申請等について警察手数料の金額を定める（別表8の部関係）。

名称	警察手数料を納めなければならない者	金額
特定自動運行許可申請手数料	法第75条の12第1項の規定に基づき特定自動運行の許可を受けようとする者	79,200円
特定自動運行計画変更許可申請手数料	法第75条の16第1項の規定に基づき特定自動運行計画の変更の許可を受けようとする者	78,500円

#### 3 施行期日

令和5年4月1日

## 第38号議案

兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（警察関係部分）

### 1 制定の理由

博物館法の一部改正に伴い、所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

博物館法の引用条文を改める（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第8条及び暴力団排除条例第13条関係）。

#### 【風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例】

旧	新
(店舗型性風俗特殊営業等の距離制限の基準となる施設) 第8条 法第28条第1項（法第31条の3第2項により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 博物館（博物館法（昭和26年法第285号）第2条第1項に規定するものをいう。）及び <b>博物館に相当する施設（同法第29条に規定するものをいう。）</b> (3)・(4)・(5) 略	(店舗型性風俗特殊営業等の距離制限の基準となる施設) 第8条 法第28条第1項（法第31条の3第2項により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 博物館（博物館法（昭和26年法第285号）第2条第1項に規定するものをいう。）及び <b>指定施設（同法第31条第2項に規定するものをいう。）</b> (3)・(4)・(5) 略

#### 【暴力団排除条例】

旧	新
(暴力団事務所等の運営の禁止) 第13条 暴力団事務所等は、次に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域若しくは商業地域においては、これを運営してはならない。 (1)～(4)略 (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法 <b>第29条に規定する博物館に相当する施設</b> (6)～(7)略	(暴力団事務所等の運営の禁止) 第13条 暴力団事務所等は、次に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域若しくは商業地域においては、これを運営してはならない。 (1)～(4)略 (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法 <b>第31条第2項に規定する指定施設</b> (6)～(7)略

### 3 施行期日

令和5年4月1日

### 4 参考資料（別添）

博物館法の一部改正に伴う風営法施行条例及び暴力団排除条例の改正概要

## 博物館法の一部改正に伴う風営法施行条例及び暴力団排除条例の改正概要

### 博物館法改正概要

博物館法の改正 令和5年4月1日施行 ※1951年に制定されてから約70年間改正無し  
博物館法とは 博物館の設置に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。  
主な改正内容 ①法律の目的及び博物館事業の見直し ②博物館登録制度の見直し ③その他規定の整備等  
博物館法の一部改正による条項の移動等に伴い、**法第29条**に規定されている「**博物館に相当する施設**」が、**改正法第31条第2項**において「**指定施設**」と明記された。  
※「**博物館に相当する施設**」とは博物館の事業に類する事業を行う施設であって文部科学大臣及び教育委員会から指定された施設のことをいう。

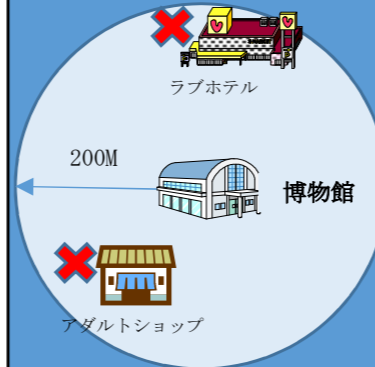
### 改正の必要性

風営法施行条例及び暴力団排除条例で引用している条文を「第29条」から「**第31条第2項**」、表記を「博物館に相当する施設」から「**指定施設**」に改めることから、所要の整備を行う。

### 風営法施行条例改正概要

#### 営業禁止区域の概要

○本条例では、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして、都道府県の条例で定める施設の周囲200メートルの区域内において、店舗型性風俗特殊営業を営んではならないとして、**距離制限の基準となる施設**を定めている。  
○距離制限の基準となる施設とは  
①病院及び有床診療所 ②博物館及び**博物館に相当する施設**  
③公民館 ④スポーツ施設



#### 改正案

**旧** (店舗型性風俗特殊営業等の距離制限の基準となる施設)  
第8条 法第28条第1項(法第31条の3第2項により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。  
(1) 略  
(2) 博物館(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定するものをいう。)及び**博物館に相当する施設(同法第29条に規定するものをいう。)**  
(3)～(5) 略

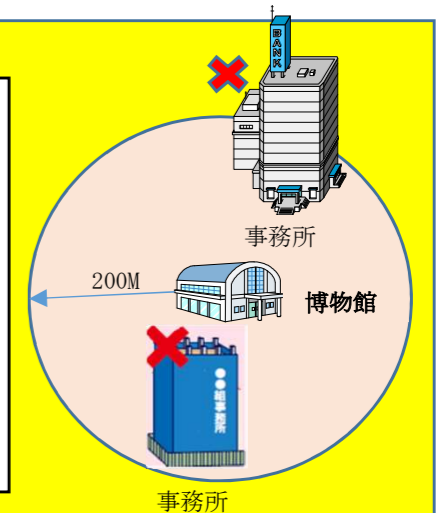
#### 新

(2) 博物館(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定するものをいう。)及び**指定施設(同法第31条第2項に規定するものをいう。)**

### 暴力団排除条例改正概要

#### 運営禁止区域の概要

○本条例では、暴力団事務所及び準暴力団事務所の存在自体が、青少年の健全な育成に悪影響を与えるものであることから、青少年のための良好な環境を確保するため、**青少年が利用する施設**の敷地の周囲200メートル以内の区域において、暴力団事務所等の運営を禁止している。  
○青少年が利用する施設とは  
①学校 ②児童福祉施設 ③公民館 ④図書館  
⑤博物館及び**博物館に相当する施設** ⑥スポーツ施設



#### 改正案

**旧** (暴力団事務所等の運営の禁止)  
第13条 暴力団事務所等は、次に掲げる施設の敷地(当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲200メートル以内の区域又は都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域～中略～若しくは商業地域においては、これを運営してはならない。  
(1)～(4) 略  
(5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法**第29条に規定する博物館に相当する施設**  
(6)～(7) 略

#### 新

(5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法**第31条第2項に規定する指定施設**

### その他

警察所管の2条例のほか、県が所管する4条例を含めた6条例についても上程予定  
(青少年愛護条例、旅館業法施行条例、動物の愛護及び管理に関する条例、兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例)